

放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領

1. 目的

この取扱要領は放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日）（以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づく放射線量低減対策特別緊急事業の実施に関して必要な細目を定めることにより、東日本大震災による原子力災害に伴う放射線量の低減を図ることを目的とする。

2. 対象事業

（1）補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- ・除染実施計画策定に係る業務
- ・除染事業（※）
- ・除染に伴う子どもの生活環境再生事業（※）
- ・専門家派遣事業
- ・事後モニタリング事業
- ・仮置場等の原状回復

※ 放射性物質汚染対処特措法や同法に基づいて策定された基本方針に沿ったものであり、かつ、除染実施計画に位置付けられている除染等の措置等に係る事業

※ 市町村が除染等の措置を業として行う者に発注する事業にあっては、その発注仕様書等において、請負者に対し「請負業者賠償責任保険」等（請負者及びその全ての下請人を被保険者とした第三者賠償責任保険であって、第三者の身体障害及び財物損壊を補償するものとし、財物損壊には除染対象物の損壊を含むものとする。）に加入することを義務付けることとする。

（2）次に該当する場合は、補助金の対象とならない。

- ①地方公共団体以外の機関、団体等からの委託、補助、助成等を受けることとなる事業。ただし、他の助成金等と本事業による助成金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く。
- ②要綱第 2 条に定める本補助金の目的に合致しない事業
- ③除染事業及び除染に伴う子どもの生活環境再生事業にあっては環境省が定める省令及びガイドラインに適合しない事業
- ④除染等の措置等が目的でない事業
- ⑤その他、必要性や合理性が認められない事業

3. 経費区分及び内容

この補助金事業の補助対象事業費は、別表に定める経費区分及び内容により算定した額とする。ただし、当該区分に係る実支出額が大臣の定める基準額より少ないとする時は、その実支出額とする。

また、この経費の区分等によるところが著しく不適当または困難であるものについてはその限りでない。

4. 交付申請に係る添付資料等

交付の申請に当たっては、要綱第4条に定めるもののほか、除染事業にあっては別記様式1その他の必要な書類を作成し提出すること。

5. 実績報告に係る添付資料等

実績の報告に当たっては、要綱第14条に定めるもののほか、補助対象経費にかかる請求書等の実績を示す資料を提出すること。除染事業のうち除染等の措置を業として行う者に発注する事業にあっては、別記様式2を作成し提出すること。

附 則

この要領は平成23年12月22日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成24年2月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成24年4月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成25年1月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成25年4月1日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成25年5月16日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成28年4月6日より施行する。

附 則

改正後の要領は平成31年3月12日より施行する。

附 則

改正後の要領は令和2年4月1日より施行する。

別表 補助対象経費の区分と内容

(1) 除染実施計画策定に係る業務（計画の改定に係るものを含む。）

経費区分	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいい、目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配達業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいい、目的、賃借期間、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
9 報酬、共済費、給料、職員諸手当等	会計年度任用職員に対する支払いに要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいい、目的、役務等の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
11 委託費	調査、測量の実施等、委託の対価として支払う経費をいい、契約の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
12 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
13 その他	その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。

(2) 除染事業

2-1 比較的線量の高い地域（必要なものを選定すること）

経費区分	除染対象	除染作業等	内 容
1 除染作業費	公共施設、商業施設、工場、集合住宅等	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高压洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等、高圧洗浄 ・柵等の拭取り、高圧洗浄、スチーム洗浄、削り取り
		アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高压洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄 ・人工芝における目砂の除去、入替え
		砂利及び碎石による被覆面の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の高圧洗浄
		砂利及び碎石の除去及び被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
		表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
		天地返し	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替え
		土地表面の被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない汎用品の土等による被覆
		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草 ・芝の剥ぎ取り、汎用品を用いた張替え
		戸建て住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等 ・柵等の拭取り、高圧洗浄、スチーム洗浄、削り取り
		コンクリート等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高压洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄
2 除染作業費	戸建て住宅	砂利及び碎石による被覆面の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の高圧洗浄
		砂利及び碎石の除去及び被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
		表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
		天地返し	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替え
		土地表面の被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない汎用品の土等による被覆
		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草 ・芝の剥取り、汎用品を用いた張替え
		道路（舗装）	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高压洗浄 ・歩道洗浄、除草
		路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩における落葉の除去、除草
		道路（未舗装）	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
		路面の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩における落葉の除去、除草
		表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> ・路面、路肩における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復

			状回復
	天地返し		・路面、路肩における表土等の上下層の入替え
	土地表面の被覆		・汚染されていない汎用品の土等による被覆
	砂利及び碎石による被覆面の除染		・砂利及び碎石の高圧洗浄
	砂利及び碎石の除去及び被覆		・砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
道路(共通事項)	側溝の清掃		・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄、高圧洗浄
	法面の除草		・除草
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除去等		・常緑樹に対する枝葉の剪定及び枝打ち ・落葉の除去、除草
農地(田畠(事故後耕作されていない農地に限る。))	表土除去及び客土		・表土等の除去、客土
	水による土壤搅拌・除去		・水による土壤搅拌、除去
	反転耕・深耕		・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化
農地(田畠(事故後耕作された農地に限る。))	反転耕・深耕		・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化
農地(田畠(共通事項))	農地への措置		・肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布
	除草等		・畦畔及び農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地(永年性作物が栽培されている農地)	粗皮削り		・古くなった樹皮の削取り
	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝		・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	表土除去及び客土		・表土等の除去、客土
	土地表面の被覆		・汚染されていない土等による被覆
	除草等		・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地(牧草地)	除草		・除草
	表土除去及び客土		・表土等の除去、客土
	反転耕・深耕		・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化
	牧草地への措置		・肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	その他除草等		・畦畔及び農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
2 現場保管費	現場保管		・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納 ・フレキシブルコンテナ等材料費 ・灌木の刈払等必要な造成費 ・土工費等除去土壤等の現場保管に係る経費 ・汎用品による芝張り等必要な原状回復 等

3 除去土壤等運搬費		運搬作業	・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納 ・フレキシブルコンテナ等材料費 ・仮置場への運搬費 ・減容化施設等から処分場への運搬費 等
4 処分費	除染廃棄物等減容化施設の設置・運転	土地の賃借	・土地賃借料
		用地の補償	・土地取得時の補償費
		用地の買収	・土地取得時の用地代
		設計等の委託	・施設等の設計等を委託する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
		土地の造成	・施設等の設置の際に最低限必要となる進入路や地盤の形状を整地するための費用
		施設工事	・土地造成に関する部分を除いた工事費用
		管理委託	・施設内の線量監視 ・維持管理等のために必要な経費
		除染廃棄物等の減容化	・既存の施設における焼却、脱水等の措置の委託 ・チップ化装置等の借料 等
		除染廃棄物の処分	・処分事業者への委託
		礫等の処分	・表土除去等に伴い生じた礫等の処分に関する事業者への委託
5 仮置場設置費	仮置場の設置費	土地の賃借	・土地賃借料
		用地等の補償	・土地取得時の補償費
		用地の買収	・土地取得時の用地代
		設計等の委託	・仮置場の設計等を委託する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
		土地の造成	・仮置場の設置の際に最低限必要となる進入路や地盤の形状を整地するための費用
		施設工事	・土地造成に関する部分を除いた工事費用
		管理委託	・仮置場のモニタリング ・維持管理等のために必要な経費
6 除染作業等関連諸経費		諸経費	・共通仮設費 ・現場管理費 ・モニタリング経費 ・排水の回収、処理経費 ・補償費 等
7 事務費		経費区分、内容については「(1) 除染実施計画策定に係る業務」に同じ	
8 その他		その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。	

- 1 戸建て住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 2 集合住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅の集合体をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 3 「ショットブラスト、超高压洗浄」、「芝の剥ぎ取り、汎用品を用いた張替え」、は、それぞれ「高压洗浄」、「除草（芝の深刈り）」を試験的に実施し、十分な線量低減が見込まれない場合に交付するものとする。
- 4 「砂利及び碎石による被覆面の除染」と「砂利及び碎石の除去及び被覆」については、原則としていずれか一つに対し交付するものとする。
- 5 「表土除去及び客土」、「天地返し」と「土地表面の被覆」については、原則としていずれか一つに対し交付するものとする。
- 6 「表土除去及び客土」、「水による土壤攪拌・除去」と「反転耕・深耕」については

いずれか一つに対し交付するものとする。

- 7 「表土除去及び客土」と「土地表面の被覆」についてはいずれかに対し交付するものとする。
- 8 「表土除去及び客土」と「反転耕・深耕」についてはいずれかに対し交付するものとする。
- 9 仮置場設置の際は「除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版環境省）」を参照のうえ、適切に設置すること。
- 10 「除染廃棄物」とは、土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。

2-2 比較的線量の低い地域（必要なものを選定すること）

経費区分	除染対象	除染作業等	内 容
1 除染作業費 公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの（通学路を含む）	建屋の洗浄		<ul style="list-style-type: none"> ・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高压洗浄、ショットブラスト、超高压洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等、高压洗浄 ・柵等の拭取り、高压洗浄、スチーム洗浄、削り取り
			<ul style="list-style-type: none"> ・ブラシ洗浄、高压洗浄、ショットブラスト、超高压洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高压洗浄 ・人工芝における目砂の除去、入替え
	砂利及び碎石による被覆面の除染		<ul style="list-style-type: none"> ・砂利及び碎石の高压洗浄
			<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における砂利及び碎石の除去 ・汎用品を用いた砂利及び碎石の被覆による原状回復
	表土除去及び客土		<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
			<ul style="list-style-type: none"> ・庭等における表土等の上下層の入替え
	土地表面の被覆		<ul style="list-style-type: none"> ・汚染されていない汎用品の土等による被覆
			<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高压洗浄 ・落葉の除去、除草 ・芝の剥取り、汎用品を用いた張替え
	上記以外の公共施設、商業施設、工場、集合住宅等	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、壁面の清掃、拭取り（人が立ち入る付近に限る） ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等（人が立ち入る付近に限る）
			<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト等のブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
戸建て住宅	家屋の除染		<ul style="list-style-type: none"> ・壁面等の清掃、拭取り（人が立ち入る付近に限る） ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等（人が立ち入る付近に限る）
			<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート等のブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
			<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
道路		路面洗浄等	<ul style="list-style-type: none"> ・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄 ・歩道洗浄、除草
		側溝の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
		法面の除草	<ul style="list-style-type: none"> ・除草
生活圏隣接の森林	枝打ち・落葉除去等		<ul style="list-style-type: none"> ・常緑樹に対する枝葉の剪定及び枝打ち ・落葉の除去、除草
農地（以下に掲げるものを除く。）	反転耕・深耕		<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化
	農地への措置		<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布
	除草等		<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔及び農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地（永年性作物が栽培	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝		<ul style="list-style-type: none"> ・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の

	されている農地)		除去
農地（牧草地）	除草等	・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去	
	除草	・除草	
	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、碎土、均平化	
	牧草地への措置	・肥料、有機質資材、土壤改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種	
2 現場保管費	その他除草等	・畦畔及び農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去	
	現場保管	・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納 ・フレキシブルコンテナ等材料費 ・灌木の刈払等必要な造成費 ・土工費等除去土壤等の現場保管に係る経費 ・汎用品による芝張り等必要な原状回復 等	
3 除去土壤等運搬費	運搬作業	・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納 ・フレキシブルコンテナ等材料費 ・仮置場への運搬費 ・減容化施設等から処分場への運搬費 等	
4 処分費	除染廃棄物等の減容化	焼却、脱水等の委託等	・既存の施設における焼却、脱水等の措置の委託 ・チップ化装置等の借料 等
	除染廃棄物の処分	除染廃棄物の処分	・処分事業者への委託
	礫等の処分	礫等の処分	・表土除去等に伴い生じた礫等の処分に関する事業者への委託
5 仮置場設置費	仮置場の設置費	土地の賃借	・土地賃借料
		用地等の補償	・土地取得時の補償費
		用地の買収	・土地取得時の用地代
		設計等の委託	・仮置場の設計等を委託する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費
		土地の造成	・仮置場の設置の際に最低限必要となる進入路や地盤の形状を整地するための費用
		施設工事	・土地造成に関する部分を除いた工事費用
		管理委託	・仮置場のモニタリング ・維持管理等のために必要な経費
6 除染作業等関連諸経費		諸経費	・共通仮設費 ・現場管理費 ・モニタリング経費 ・排水の回収、処理経費 等
7 事務費		経費区分、内容については「(1) 除染実施計画策定に係る業務」に同じ	
8 その他		その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。	

- 戸建て住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 集合住宅とは個人、事業所及び公益法人等が所有する一つの敷地に存する住宅の集合体をいい、交付対象となる範囲は居住用家屋、庭、駐車場、側溝等及びそれらが建つ土地をいう。
- 「ショットブラスト、超高压洗浄」、「芝の剥ぎ取り、汎用品を用いた張替え」は、それぞれ「アスファルト舗装面等の堆積物の除去、ブラシ洗浄、高压洗浄」、「除草（芝の深刈り）」を試験的に実施し、十分な線量低減が見込まれない場合に交付するものとする。

- 4 「砂利及び碎石による被覆面の除染」と「砂利及び碎石の除去及び被覆」について
は、原則としていずれか一つに対し交付するものとする。
- 5 「表土除去及び客土」、「天地返し」と「土地表面の被覆」については、原則として
いずれか一つに対し交付するものとする。
- 6 仮置場設置の際は「除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月第 2 版環境省）」を参照
のうえ、適切に設置すること。
- 7 「除染廃棄物」とは、土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。
- 8 除染実施区域内において、平均的な空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト未
満の施設等においては、除染作業等のうち側溝や雨樋下等の局所的に毎時 0.23 マイ
クロシーベルト以上の箇所における汚泥等の除去等に対し交付するものとする。

(3) 除染に伴う子どもの生活環境再生事業

経費区分	内 容
1 原形復旧措置等 作業費	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす原形復旧措置等作業に要する経費のうち、環境再生・資源循環局長が承認した経費。</p> <p>イ 公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するものにおける措置であること</p> <p>ロ 次の各号のいずれかに該当する放射線量低減対策であること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 除染等の措置等に伴う原形復旧措置（覆土等、除染等の措置等かつ原形復旧措置であるものを含む） (2) 除染等の措置等に付随して行う放射線量低減措置及びそれに伴う原形復旧措置 <p>ハ 次の各号のいずれかに該当する軽微な措置であること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 除染等の措置等に伴い、やむを得ず土地について講ずる原形復旧措置のうち、軽微なもの (2) 除染等の措置等に付隨して行う放射線量低減措置と比較し、合理的な附帯物等の交換等のうち、軽微なもの (3) 除染等の措置等又はそれに付隨して行う放射線量低減措置に伴い、従前の効用を復旧するために合理的に講ずる措置のうち、軽微なもの <p>ニ 当該措置の実施に当たって、当該措置に伴い生じた廃棄物の発生の抑制及び焼却等によりその減量に努め、適切に処理するための措置が、補助対象者により確保されていること</p>
2 廃棄物等運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納 ・フレキシブルコンテナ等材料費 ・減容化施設等への運搬費 ・減容化施設等から処分場への運搬費 等
3 処分費	廃棄物の処分に係る処分事業者への委託 等
4 原形復旧措置等 作業等関連諸経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費 ・現場管理費 ・モニタリング経費 等
5 事務費	経費区分、内容については「(1) 除染実施計画策定に係る業務」に同じ。
6 その他	その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。

- 1 「原形復旧措置」とは、除染等の措置等又はそれに付隨して行う放射線量低減措置を講ずる前の対象物と形状、寸法、及び材質の等しい財物を復旧することをいう。原形に復旧することが不可能、著しく困難又は不適当な場合においては、従前の効用を復旧するための財物を設置することも含まれる。
- 2 「附帯物」とは、土地、建物及び工作物（建物以外で人為的な労作により土地又は建物に固定して設備された物をいう。）以外であって、これらに固定された物をいう。

(4) 専門家派遣事業

経費区分	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいい、目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配達業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用貸借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいい、目的、貸借期間、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
9 報酬、共済費、給料、職員諸手当等	会計年度任用職員に対する支払いに要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
10 雜役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいい、目的、役務等の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
11 委託費	調査、測量の実施等、委託の対価として支払う経費をいい、契約の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
12 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
13 その他	その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。

- 1 市町村が、原子力、除染等に関する専門家を招聘し、又は派遣する場合に、本補助金の対象とする。

(5) 事後モニタリング事業

経費区分	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいい、目的、内容、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
3 備品費	概ね単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配達業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用貸借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいい、目的、貸借期間、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
9 報酬、共済費、給料、職員諸手当等	会計年度任用職員に対する支払いに要する費用をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
10 雜役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいい、目的、役務等の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
11 委託費	調査、測量の実施等、委託の対価として支払う経費をいい、契約の内容、金額及び金額の精算の内訳のわかる資料を添付すること。
12 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
13 その他	その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。

- 1 市町村が、除染実施計画に基づき除染等の措置等を実施した箇所において継続的な測定を実施する際に、本補助金の対象とする。
- 2 市町村が設置した仮置場における継続的な測定についても、本補助金の対象とする。

(6) 仮置場等の原状回復

経費区分	内容
1 原形復旧措置等作業費	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす原形復旧措置等作業に要する経費のうち、環境再生・資源循環局長が承認した経費。</p> <p>イ 次の各号のいずれかに該当する仮置場の原形復旧措置であること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 除染等の措置等に伴い造成した仮置場等の原形復旧措置（覆土等、除染等の措置等かつ原形復旧措置であるものを含む） (2) 除染等の措置等に付随して行う放射線量低減措置及びそれに伴う原形復旧措置 <p>ロ 当該措置の実施に当たって、当該措置に伴い生じた廃棄物の発生の抑制及び焼却等によりその減量に努め、適切に処理するための措置が、補助対象者により確保されていること</p>
2 廃棄物等運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・土嚢、フレキシブルコンテナへの収納 ・フレキシブルコンテナ等材料費 ・減容化施設等への運搬費 ・減容化施設等から処分場への運搬費 等
3 処分費	廃棄物の処分に係る処分事業者への委託 等
4 原形復旧措置等作業等関連諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費 ・現場管理費 ・モニタリング経費 等
5 事務費	経費区分、内容については「(1) 除染実施計画策定に係る業務」に同じ。
6 その他	その他必要な経費で環境再生・資源循環局長が承認した経費。

- 1 「原形復旧措置」とは、除染等の措置等又はそれに付隨して行う放射線量低減措置を講ずる前の対象物と形状、寸法、及び材質の等しい財物を復旧することをいう。原形に復旧することが不可能、著しく困難又は不適当な場合においては、従前の効用を復旧するための財物を設置することも含まれる。